

北海道農政事務所生産経営産業部長 }
各地方農政局経営・事業支援部長 } 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 }

農林水産省経営局経営政策課長
農地政策課長

新型コロナウイルス感染症の影響下における人・農地プラン実質化の推進について

人・農地プラン実質化の取組については、令和 2 年 3 月末現在、既に実質化されている地区が 18,826（地区内農地面積 180 万ヘクタール）、工程表を作成し実質化に取り組む地区が 48,790（地区内農地面積 212 万ヘクタール）となっており、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、工程表作成地区では、引き続き、農業者、市町村、農業委員会、都道府県及び関係機関・団体が一体となって実質化に取り組み、既に実質化された地区では、プランの実行に取り組んでいくことが重要です。

一方、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、今後、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく場合、「感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる」と定められ、また、「再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる必要がある」とされているところです。

これらを踏まえ、移行期間中及び同期間終了後における人・農地プラン実質化の推進に当たっての留意事項を下記のとおり整理しましたので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

また、この旨を貴局管内の都道府県に対して貴職から通知いただくとともに、都道府県内の関係機関・団体及び各市町村に対する周知等につき協力いただくよう依頼いただきたく、よろしくお願いいたします。

記

1 基本的な方針

- (1) 市町村、農業委員会及び都道府県においては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」といいます。）第 26 条に基づき、「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」といいます。）、「人・農地プランの実質化に取り組む地区の状況」の作成等について」（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 498 号農林水産省経営局経営政策課長・農地政策課長連名通知。以下「地区状況表通知」といいます。）及び「人・農地プラン実質化の推進における留意事項について」（令和元年 12 月 17 日付け元経営第 2014 号農林水産省経営局経営政策課長・農地政策課長連名通知）を

踏まえつつ、地域の関係機関・団体、農業委員・農地利用最適化推進委員や集落代表者等と相談の上、各地で実施されている新型コロナウイルス感染症対策に則り、実質化の取組を推進してください。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等に基づき外出や集会等の自粛の緩和・解除が進み、各地域において実質化に向けた話し合い等の取組を再開する場合には、国、都道府県、市町村及び関係機関・団体等が定める感染拡大予防対策のガイドライン等に則り、感染防止に最大限留意した上で取り組むよう努めてください。

なお、市町村が話し合い等を行う際の感染防止対策に必要な経費（消毒液や非接触体温計の購入経費等）については、令和2年度人・農地問題解決加速化支援事業を活用いただけます。

- (3) 市町村、農業委員会は、外出や集会等の自粛が行われている地域において、実質化に向けた話し合い等の取組を再開できるまでの間、地域の関係機関・団体、農業委員・農地利用最適化推進委員や集落代表者等と連絡を取りながら、話し合いに用いる資料の作成、推進チームの体制整備、農業者等への実質化に関する情報提供、地域における今後の進め方の検討、コーディネーター役を担う者との非対面での打合せを行うなど、可能な範囲で、円滑な再開に向けた準備を進めるよう努めてください。
- (4) 都道府県及び地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」といいます。）は、市町村や地域の関係機関・団体等の協力を得て、各地域での取組状況や事例を把握し、市町村、関係機関・団体等に対する適切な助言・指導や現場からの相談に対応してください。

2 非対面型の意見集約手法の検討

- (1) 市町村は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防の観点、あるいは、これからの農村社会における新しいコミュニケーションの在り方の一つとして、人・農地プラン実質化の取組において、非対面での意思疎通や意見の取りまとめ等のためにどのような手法を採り得るのか、地域の農業者等の意向に十分配慮しつつ、地域の関係機関・団体、農業委員・農地利用最適化推進委員や集落代表者等と協力し、必要に応じて都道府県や地方農政局等も参加・協力しながら、地域の実情に即した試験的な実施等について検討してください。

- (2) 市町村が非対面型の意見集約手法を試行するために必要な経費については、その内容によっては令和2年度人・農地問題解決加速化支援事業を活用いただくことも可能なので、地方農政局等に御相談ください。

また、令和2年度第二次補正予算において措置された経営継続補助金を活用して、農地の集積・集約化を始めとする地域内での農業生産の省力化・効率化等に地域の農業者グループ等が取り組むため、共同でウェブ会議システムを導入する場合には、非対面型の意見集約手法を試みるができます。

- (3) 非対面型の意見集約手法を実際に行おうとする場合には、地域外の農業者や就農希望者が参加できるよう、意見集約の実施時期や方法に関する情報を市町村のホームページで周知する等幅広い農業者等が参加できるよう情報提供に努めてください。

(参考：非対面型での意見集約手法のイメージ)

例① 市町村が作成したアンケート結果や地図を各集落内で回覧した上で、集落の代表者が電話や書面、メールで農業者の意向（中心経営体としてどの位の農地を引受け可能か等）や意見（新規就農者の受入れ促進等）を確認し、個別に意見交換等も行いながら、取りまとめ、その内容を電話やメールで市町村担当者に伝える。

例② ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用して、市町村担当者と地域の関係機関・団体の担当者、農業委員・農地利用最適化推進委員や集落代表者でグループを作った上で、市町村が提供するアンケート結果や地図等の情報を集落内の農業者に共有し、集落内の農業者から寄せられたコメントやメッセージを基に、更に相互にコメント等の交換を行い、集落内の意見を取りまとめ、その内容を農業委員・農地利用最適化推進委員や集落代表者から市町村担当者へ送付。

注 上記の例は、非対面型の意見集約手法について「イメージ」を持っていただけるよう参考までにお示したものであり、人・農地プラン実質化の取組において実際に行われ、効果が実証されているものではありませんので、上記の例に拘らず現場に合った手法を御検討ください。

3 工程表等の修正

「進め方通知」の5の(1)の⑥において、市町村は、災害等を受けるなどやむを得ない事情がある場合には、工程表を修正することができる旨規定しています。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、当該規定に定める「やむを得ない事情」に該当しますので、工程表どおり進めることが困難と判断した市町村にあっては、当該規定に基づき工程表を修正いただくことができます。なお、工程表を修正した市町村は、当該規定に基づき、修正した工程表を都道府県に提出いただき、都道府県は地方農政局等まで提出いただきますようお願いいたします。都道府県及び地方農政局等は、「進め方通知」の5の(1)の③、④の規定に基づき、修正された工程表案の延長幅が令和4年度以降に及ぶような場合には市町村に理由を確認し、必要に応じて助言を行ってください。

また、市町村は、工程表を修正する場合には、「地区状況表通知」に基づき作成いただいている「人・農地プランの実質化に取り組む地区の状況」（地区状況表）も合わせて修正し、当該通知の4の規定に基づき、都道府県に提出いただき、都道府県は地方農政局等まで提出いただきますようお願いいたします。

4 検討会の開催

「進め方通知」の2の(3)の⑤に規定する「検討会」の開催については、外出や集会等の自粛が行われている等やむを得ない事情がある場合、構成員による持ち回りの開催（書面による審議）とすることができます。